

国の出先機関改革に関する決議

政府においては、平成 22 年 12 月 28 日に閣議決定された「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」に基づき、現在、広域連合制度をベースとした特定広域連合等に国の出先機関の事務等をブロック単位で移譲する「国の特定地方行政機関の移譲に関する法律案（仮称）」の検討がなされている。

本会では、これまで、真の分権型社会の実現のため、基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づく国・都道府県・市町村の役割分担の明確化及び事務事業の再配分とともに、国と地方の二重行政の解消のための出先機関改革及びその場合における広域的かつ機動的な災害応急対応や災害復旧のあり方などについて、基礎自治体の意見を踏まえ十分な検討を行うよう求めてきたところである。

しかしながら、国の出先機関が実施している事務等に密接不可分な利害関係を有する基礎自治体に対して、この出先機関改革について具体的な説明や協議等が十分に行われてこなかったことは極めて遺憾である。

特に、出先機関の事務等をブロック単位で移譲する場合の受け皿となる広域的实施体制のあり方については、東日本大震災等において出先機関の果たしている役割等を踏まえ、大規模災害時等の緊急時における対応や迅速な復旧・復興をはじめとする広域的かつ機動的な危機管理体制等について、基礎自治体の意見を踏まえた具体的かつ十分な議論が必要である。

また、都道府県をまたがる広域的な組織体制や必要な財源の確保、ブロック内での利害調整と基礎自治体の関わり方等、広域的实施体制における意思決定のあり方等の具体的な重要事項について明確にされず、事業の実施に大きな支障が生じることが懸念される。

よって、出先機関改革の検討にあたっては、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の実情に精通している基礎自治体と十分な協議を行い、その意見を反映させて慎重に対応することが必要不可欠であり、将来に禍根を残すことなく、拙速に進めることのないよう強く要請する。

以上決議する。

平成 24 年 6 月 6 日

全 国 市 長 会